

「袋井市スポーツ協会世帯会費」及び「社会を明るくする運動会費」
 徴収の今後の方針について

令和2年9月市議会定例会における、「スポーツ協会の世帯会費の考え方と対応」の一般質問を契機に、市から自治会連合会・自治会を通じて各世帯に対し依頼している次の①～⑥の会費等についての現状確認を実施した。

その結果、③～⑥については全国的な活動により、本市に限らず他市においても同様に、各世帯に対し協力を依頼していることから、継続して各世帯に依頼させていただく。

一方で、①及び②については、本市独自の取組であり、加えて自治会未加入世帯からの未徴収や、各自治会による徴収率のばらつきにより、公平性が保たれていないことから、令和4年度から会費は徴収を廃止し、市の予算措置をしてまいりたい。

1 各種団体の現状と今後の方針

①袋井市スポーツ協会世帯会費

現 状	使 途	今後の方針
昭和50年代に自主財源確保を目的に開始。 協会支部、競技部及び少年団の活動費に充てられている。 【金額等】 200円/世帯 4,397,950円	支部等への支援を実施 ①14支部への助成 ②27競技部への助成 ③スポ少への助成	・令和4年度徴収を廃止 ・市で予算措置を行い、スポーツ協会へ市民の体力向上などを目的とした事業を委託できるよう、事務局と調整を行う。 【詳細はP3～5】

②社会を明るくする運動会費

現 状	使 途	今後の方針
世帯会費の徴収開始時期は不明。 平成4年には現在と同様、自治会へ納付を依頼する方法により集金している。 【金額等】 50円/世帯 1,116,870円	①啓発物品の購入 ②作文集の印刷及び記念品の購入 ③保護司会等への補助	・令和4年度徴収を廃止 ・市で予算措置を行い、事業の詳細についての精査を行うほか、新たな取組を提案していく。 【詳細はP6～7】

③日本赤十字社会費

現 状	使 途	今後の方針
世帯会費の徴収開始時期は不明。 県支部聞き取りでは、昭和初期より地域から集金している。 日本赤十字社から厚生労働省を通じて協力依頼があり、日本赤十字社の業務への協力の一環として実施している。 なお、県内他市町においても同様に自治会等を通じて協力を依頼している。 【金額等】 500円/世帯 11,089,500円	①災害救護の活動、設備の整備 ②献血事業 ③救急法・健康生活支援講習会 ④県内5か所の赤十字病院による医療確保・看護師の養成	・全国的な取組であり、より多くの市民に理解と協力を得られるよう、 <u>今後も継続して自治会に協力をお願いしていく。</u>

④袋井市社会福祉協議会会費

現 状	使 途	今後の方針
<p>住民会費制度は、「市民主体の理念」を掲げる社協にとって、根幹の仕組みであり、市民の方々と共に地域福祉を推進していくという趣旨のもと、昭和43年度から開始された。</p> <p>地域福祉推進組織やサロン、ボランティア活動推進への支援費等として活用している。</p> <p>なお、県内他市町社協でも同様に、自治会等を通じて会費の協力を依頼している。</p> <p>【金額等】 500円／世帯 11,410,000円</p>	<p>①コミュニティーセンター単位で実施される地域福祉推進組織やサロンへの助成</p> <p>②社協広報紙の発行</p> <p>③福祉相談事業</p> <p>④福祉機器及び車輛貸出事業</p> <p>⑤ボランティアセンター活動事業</p>	<p>・社協の活動や会費の用途を丁寧に説明し理解を求め、<u>今後も継続して自治会に協力をお願いしていく。</u></p>

⑤赤い羽根共同募金

現 状	使 途	今後の方針
<p>社会福祉法に規定された募金で、中央(全国)募金会から静岡県共同募金会に依頼され、市町社協が事務局となり住民相互のたすけあいを基調として募金活動を展開している。</p> <p>なお、県内他市町社協でも同様に、自治会等を通じて募金の協力を依頼している。</p> <p>【金額等】240円／世帯 戸別募金 5,408,520円 職域募金 2,465,000円 合 計 7,873,520円</p>	<p>①地域福祉推進事業</p> <p>②福祉教育実践校助成</p> <p>③福祉団体活動費助成</p> <p>④児童遊園地遊具整備助成</p> <p>⑤災害見舞金贈呈事業</p>	<p>・全国的な取組であり、課題を抱える人たちへの支援として、お互いに助け合い、人とのつながりを大切にす地域福祉推進のため、<u>今後も継続して自治会に協力をお願いしていく。</u></p>

⑥歳末たすけあい募金

現 状	使 途	今後の方針
<p>歳末たすけあい募金は、中央(全国)募金会から静岡県共同募金会に依頼され、共同募金運動の一環として、全国的に実施している。</p> <p>なお、県内他市町社協でも同様に、自治会等を通じて募金の協力を依頼している。</p> <p>【金額等】120円／世帯 戸別募金 2,701,340円 職域募金 971,154円 合 計 3,672,494円</p>	<p>市内在住で生活保護世帯を除く、失業・高齢・多子・障害・病気などにより、生活に困窮する世帯に対し、見舞金を助成</p>	<p>・全国的な取組であるため、募金の趣旨を丁寧に説明し理解を求め、支援を必要とする方が、安心して年末を迎えることができるよう、<u>今後も継続して自治会に協力をお願いしていく。</u></p>